

## 令和7年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和7年4月21日（月）午後2時00分開議

### 議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第2号 特定教育・保育事業者の公表について
- 日程第4 報告第3号 公私連携保育法人の指定に係る公募選考結果の公表について
- 日程第5 報告第4号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 承認第3号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第7 承認第4号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第8 承認第5号 瑞穂市幼保小連携推進委員会委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第9 承認第6号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第10 承認第7号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第11 承認第8号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第12 議案第15号 財産（瑞穂市G I G Aスクール端末）の取得について
- 日程第13 議案第16号 財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得について
- 日程第14 議案第17号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について
- 日程第15 議案第18号 公私連携型生津保育所整備工事の計画について
- 日程第16 議案第19号 穂積小学校北舎外壁等改修工事の計画について
- 日程第17 議案第20号 本田小学校教室改修工事の計画について
- 日程第18 議案第21号 牛牧小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について
- 日程第19 議案第22号 南小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について
- 日程第20 議案第23号 令和7年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第21 議案第24号 巢南公民館西側空調熱源取替工事の計画について
- 日程第22 教育長の報告
- 日程第23 そ の 他 事務局長

教育総務課長  
給食センター課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

閉会の宣告

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

服 部 照  
大 平 高 司  
加木屋 加緒里  
伊 藤 清 美  
小 倉 真 治

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長	磯 部 基 宏
教育総務課長	今 木 浩 靖
給食センター主幹	棚 瀬 敦 夫
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課総括主幹	片 山 達 人
幼児教育課長	野 口 智 子
生涯学習課長	廣 瀬 正 人
生涯学習課主幹	近 藤 晃 正

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹 島 田 将 志

**○傍聴者**

1名

## 開会及び開議の宣告

- 教育長** ただ今より、令和7年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。  
傍聴者の入場を許可します。
- 

## 日程第1 令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第1 令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。  
委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。  
ないようですので、日程第1 令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することとします。
- 

## 日程第2 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。  
今回は、大平委員よろしくお願ひします。
- 

## 日程第3 報告第2号 特定教育・保育事業者の公表について

- 教育長** 日程第3 報告第2号 特定教育・保育事業者の公表について、を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

- 幼児教育課長** 日程第3 報告第2号について、別紙のとおり公表したので報告するものです。提案理由は、子ども・子育て支援法第41条の規定により、特定教育・保育事業者を公表したので、教育委員会に報告するものです。

4月に開園したはなみずきこども園について公表したものです。

- 教育長** 質問等はございますか。

- 大平委員** 社会福祉法人真人舎の他での運営実績を教えてください。

- 幼児教育課長** 海津市で認定こども園を運営されていますし、北方町でもこの4月に開園されています。

- 教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 報告第2号 特定教育・保育事業者の公表について、承

認することとします。

---

#### 日程第4 報告第3号 公私連携保育法人の指定に係る公募選考結果の公表について

○**教育長** 日程第4 報告第3号 公私連携保育法人の指定に係る公募選考結果の公表について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 報告第3号について、別紙のとおり公表したので報告するものです。提案理由は、瑞穂市立生津小学校区保育所の運営主体となる公私連携保育法人の候補者選考結果を公表したので、教育委員会に報告するものです。

3月7日に公私連携保育法人選考等委員会を開催し、審査の結果、社会福祉法人和光会が第一候補の法人に決まりました。今後、令和9年4月の開園に向けて協議を進めてまいります。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 今回の公募には何法人が応募されましたか。その中で和光会の評価が高かった点について教えてください。

○**幼児教育課長** 5法人から応募がありましたが、プレゼンテーション審査に進んだのは4法人です。12の審査項目を10名の委員がそれぞれ評価したものを点数化して集計した結果、和光会が1位となったものです。審査項目としては、法人の運営状況や経営状況、保育の提供内容、また、都市公園内にできる保育所としての視点も入れさせていただきました。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 報告第3号 公私連携保育法人の指定に係る公募選考結果の公表について、承認することとします。

---

#### 日程第5 報告第4号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第5 報告第4号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第5 報告第4号について、別紙のとおり一部改正したので報告するものです。提案理由は、令和6年10月11日に開催された第2回瑞穂市行政改革推進委員会において、瑞穂市教育振興事業補助金のうち自分史作成補助を廃止することが可決されたことを受けて要綱の一部を改正したので、教育委員会に報告するものです。

補助の内容は、ふるさとに生きた証として残す市民の自分史発刊の経費に対する助成援助として1人につき50万円以内を補助するというものでした。

○教育長 質問等はございますか。

○大平委員 この補助はいつ始まりましたか。また、これまでの実績を教えてください。

○生涯学習課長 旧穂積町の頃から実施されており、旧穂積町の時に12名、瑞穂市になってからは3名が発刊されています。最初に発刊されたのは平成9年3月でした。

○伊藤委員 委員として出席した行政改革推進委員会において、近年の実績がない補助事業については廃止していくという方向性が示され、この自分史作成についても補助金が廃止されたものですが、作成に係る相談があれば今後もサポートは継続していくと聞いております。

○生涯学習課長 図書館とも連携して支援していきたいと考えております。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 報告第4号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することとします。

---

## 日程第6 承認第3号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第6 承認第3号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第6 承認第3号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市教育支援委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

委員8名のうち3名が変更となりました。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 承認第3号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

**日程第7 承認第4号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について**

○**教育長** 日程第7 承認第4号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 承認第4号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市教育支援センター条例第5条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市教育支援センター運営委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

委員10名のうち3名が変更となりました。

○**教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第7 承認第4号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

**日程第8 承認第5号 瑞穂市幼保小連携推進委員会委員の委嘱についての専決処分について**

○**教育長** 日程第8 承認第5号 瑞穂市幼保小連携推進委員会委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 承認第5号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市幼保小連携推進委員会委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

今年度から来年度にかけて幼保小かけはしプログラムの策定を予定しておりますので、この委員会の中でご指導ご助言をいただこうと考えております。全8名の方を委員に委

嘱しました。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 委員会は年に何回開催されますか。

○**学校教育課長** 年2回を考えております。

○**伊藤委員** 審議内容の一つとして幼児と児童の様子についてと言われましたが、具体的にはどのようなことをされますか。

○**学校教育課長** 幼保小かけはしプログラムの策定にあたって、幼児の実態を共有して目指す姿、願う姿を確認していきたいと考えております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 承認第5号 瑞穂市幼保小連携推進委員会委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第9 承認第6号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第9 承認第6号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第9 承認第6号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定により、別紙の者を瑞穂市社会教育委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

任期は2年で、委員8名のうち2名が変更となりました。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 承認第6号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第10 承認第7号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第10 承認第7号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第10 承認第7号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市社会教育推進員設置規則第4条の規定により、別紙の者を瑞穂市社会教育推進員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

各自治会からの推薦により113名の方を委嘱しました。任期は2年ですが、1年で交代する自治会が増えてきており、毎年半数以上の方が入れ替わることから事業の継続が難しい状況になってきています。

○教育長 質問等はございますか。

○加木屋委員 新たに就任される方に対しては、社会教育推進員の目的や職務内容をしっかりと伝えていただくようにお願いします。

○生涯学習課長 今週木曜日に第1回目の会議を予定しておりますので、その中で社会教育推進員の役割についてできるだけわかりやすく説明させていただきます。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第10 承認第7号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

## 日程第11 承認第8号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第11 承認第8号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第11 承認第8号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市文化財保護条例第29条第3項の規定により、別紙の者を瑞穂市文化財保護審議会委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

任期は2年で、委員8名のうち2名が新任となっております。

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 新任の2名のうち1名については市外の方ですが、選任理由を教えてください。

○教育長 この方は、昨年度まで生涯学習課で勤務され、瑞穂市史編纂の中心的な役割を果たされました。また、美江寺の和田家から出てきた古文書を整理していただき、和田家と中山道の関わりについて図書館で講演会をしていただきました。岐阜県史の編纂にも携わられた大変な有識者であり、適任であると考えて委嘱しました。

その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第11 承認第8号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

## 日程第12 議案第15号 財産（瑞穂市G I G Aスクール端末）の取得について

○教育長 日程第12 議案第15号 財産（瑞穂市G I G Aスクール端末）の取得について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第12 議案第15号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、令和2年度に導入した1人1台タブレット端末の利活用が5年目を迎え、故障の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど更新の時期を迎えていることから、国の施策であるG I G Aスクール構想第2期における補助金を活用して一斉に更新することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

○教育長 質問等はございますか。

○小倉委員 一般競争入札ですか。

○教育総務課長 今回補助金を活用しようとする、県単位での共同調達が可能となりまして、県においてプロポーザル方式によって選定された業者との一者随意契約となります。

○大平委員 今回配備されるキーボードは思考力の向上に役立つと考えていますが、A Iの活用についても思考力を高められるような使い方のルールを考えておくとよいと思います。また、ネットトラブルについても改めて対策を検討していただきたいと思います。

○学校教育課長 特にA Iの活用については、真剣に考えていかなければなりません。授業中の活用については教員の許可をもってという風に考えておりますが、今県の指定を

受けて穂積中学校で先行的に実践しておりますので、その結果を受けて考えていきたい  
と思います。また、ネットトラブルについては、若干件数が増えてきておりますので、  
家庭の協力を得て情報モラル教育に努めていかなければならないと考えております。

○**加木屋委員** ネットトラブルについては、実際に保護者も理解していないことが多いと  
思いますので、PTA連合会と協力するなどして取り組んでいただけるとよいかと思  
います。

○**伊藤委員** ある小学校で1年生がタブレット端末を使用している様子を見させていただ  
く機会があり、ICT機器が子どもの学びの向上につながっているということを改めて  
感じました。今回整備する端末が現在の端末よりも機能が向上している点があれば教え  
てください。

○**教育総務課長** アイパッドは第8世代というものから第10世代というものになります  
ので、詳細はわかりませんが性能は格段に向上していると思います。

○**伊藤委員** あとはその使い方ということですね。

○**教育長** 第1期の導入当時と比べると、どのように活用すれば子どもたちにとってより  
効果的かということを教員が考えて使い始めているということを感じています。

○**加木屋委員** 高価なものですので、大切に使うということを改めて伝えていただけると  
ありがたいです。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第12 議案第15号 財産(瑞穂市GIGAスクール端末)  
の取得について、可決することとします。

---

### 日程第13 議案第16号 財産(小学校・保育所事務用パソコン)の取得について

○**教育長** 日程第13 議案第16号 財産(小学校・保育所事務用パソコン)の取得に  
ついて、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第13 議案第16号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第  
1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、現  
在使用している事務用パソコンの基本ソフトウェアのサポートが令和7年10月で終了  
することに伴い本体を更新することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**小倉委員** 高額ですね。これも随意契約ですか。

○**教育総務課長** 一般競争入札を予定しています。

○**大平委員** 納期が9月末ですが、先ほどのタブレット端末は1月末でした。ずれていても問題ないですか。

○**教育総務課長** 特に問題ありません。事務用パソコンはサポートが切れる前までにということで9月末までとしております。タブレット端末は新年度当初からの使用開始を想定しておりますので、設定作業を見込んで1月末までとしております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第13 議案第16号 財産（小学校・保育所事務用パソコン）の取得について、可決することとします。

---

#### 日程第14 議案第17号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について

○**教育長** 日程第14 議案第17号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第14 議案第17号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、現在使用している電子黒板用パソコンの基本ソフトウェアのサポートが令和7年10月で終了することに伴い本体を更新することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第14 議案第17号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について、可決することとします。

---

#### 日程第15 議案第18号 公私連携型生津保育所整備工事の計画について

○**教育長** 日程第15 議案第18号 公私連携型生津保育所整備工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第15 議案第18号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、公

私連携型保育所の事業用地の確保及び周辺の公園施設の整備を行なうものです。

プール跡地に新設される保育所の用地を2千平方メートル確保するために、跡地に隣接する公園敷地を一部使用することに伴い、遊具等の撤去、新設を行うものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** ブランコについては、安全上の問題から設置を検討する自治体が多くなってきていますが、今回ブランコを設置する理由があれば教えてください。

○**教育総務課長** 保育所が隣接してできることから、これまでの二連式ブランコから幼児用のブランコを追加した三連式のものに変更して設置させていただくことにしております。

○**伊藤委員** 当然安全基準を満たしていると思いますが、事故が起きないように配慮していただきたいと思います。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第15 議案第18号 公私連携型生津保育所整備工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第16 議案第19号 穂積小学校北舎外壁等改修工事の計画について

○**教育長** 日程第16 議案第19号 穂積小学校北舎外壁等改修工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第16 議案第19号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市学校施設等長寿命化計画に基づく改修を実施することにより、予防保全型の施設整備を行なうものです。

北舎の東側半分を第1期として今年度、西側半分を第2期として来年度実施します。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 昨年度は巢南中学校の屋上防水工事がありましたが、長寿命化計画に基づいた今後の計画について教えてください。

○**教育総務課長** 長寿命化計画はありますが、計画通りに進んでいないのが現状です。遅れながらも計画に沿って進めていますが、老朽化が進んでいますので一つでも早くできるようにと考えております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第16 議案第19号 穂積小学校北舎外壁等改修工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第17 議案第20号 本田小学校教室改修工事の計画について

○**教育長** 日程第17 議案第20号 本田小学校教室改修工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第17 議案第20号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、特別支援学級の児童数の増加により教室が不足するため、教室改修を行うものです。

間仕切をして教室を増やします。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第17 議案第20号 本田小学校教室改修工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第18 議案第21号 牛牧小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について

○**教育長** 日程第18 議案第21号 牛牧小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第18 議案第21号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、災害発生時の避難場所としての生活環境及び児童の授業等の教育環境の改善を図るため、空調設備の整備を行うものです。

今回は熱源がガス方式となります。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 昨年度整備した中学校体育館のエアコンは電気方式でしたが、今回ガス方式にするメリットを教えてください。

○**教育総務課長** 体育館は災害発生時の避難場所にもなることから、熱源を多様化するこ

とでリスク分散を図ることになります。

○大平委員 災害発生時に電気が使えない場合の自家発電は確保されていますか。

○教育総務課長 内蔵していますので、しばらくの間は使えると思います。

○伊藤委員 ガス方式でも電気方式でも性能的には体育館の広さに適したものになっているということでよろしいでしょうか。

○教育総務課長 はい。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第18 議案第21号 牛牧小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第19 議案第22号 南小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について

○教育長 日程第19 議案第22号 南小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第19 議案第22号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、災害発生時の避難場所としての生活環境及び児童の授業等の教育環境の改善を図るため、空調設備の整備を行うものです。

先ほどの牛牧小学校と同様に熱源はガス方式となります。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第19 議案第22号 南小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第20 議案第23号 令和7年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

○教育長 日程第20 議案第23号 令和7年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第20 議案第23号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、義

務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項に規定する教科用図書採択地区の設定を受けて、同法第13条第4項の規定により別添岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約を承認し、採択地区協議会を設置するものです。

○**教育長** 中学校は昨年度、小学校は令和5年度に採択替えが行われていますので、今回設置される協議会においては、これらを継続して使用するかどうかの協議が行われます。質問等はございますか。

ないようですので、日程第20 議案第23号 令和7年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することとします。

---

### 日程第21 議案第24号 巣南公民館西側空調熱源取替工事の計画について

○**教育長** 日程第21 議案第24号 巣南公民館西側空調熱源取替工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第21 議案第24号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、災害発生時の避難場所としての生活環境並びに、施設利用者の利用環境の改善を図るため、空調熱源機器の取替えを行うものです。

正面玄関より西側部分の空調の熱源を灯油方式からガス方式に変更するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** ガス方式に変更することで、今後は巣南公民館を指定避難所として巣南中学校と両立していく方向でしょうか。

○**生涯学習課長** すでに指定避難所としての利用は想定されておりますが、実際の災害時にはどうなるかわかりませんので、ガス方式への変更は、万が一に備えるのに有効ではないかと考えております。電気系統に問題が無ければ使えますので、災害には強いと思います。

○**伊藤委員** 体育館にしても公民館にしても自家発電によってガス方式のエアコンが使えるようになるということでもよろしいでしょうか。

○**生涯学習課長** その通りです。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第21 議案第24号 巣南公民館西側空調熱源取替工事の

計画について、可決することとします。

---

## 日程第 2 2 教育長の報告

○**教育長** 日程第 2 2 教育長の報告です。

1 点目は、新年度のスタートに当たり校長方をお願いしたことについてです。1 つは、子どもに軸足を置いて、子ども一人ひとりが楽しいと思えるような学校運営をしてほしいということです。楽しいと思わない子どもに対しては丁寧に対応してほしいと伝えました。2 つ目は、学校の役割は何かということを考えてほしいということです。学校の存在意義は、コミュニケーション能力や人間関係調整能力を身に着けるのに必要な数少ない場所だと考えています。3 つ目は、特色ある保育所、幼稚園、学校づくりを推進してほしいということです。魅力ある学校につながるような特色を出してほしいということをご改めをお願いしました。

2 点目は、今年度の瑞穂大学の開講式についてです。例年より多い 8 6 名の新入生があり、5 5 7 名でスタートできました。講師として話をさせていただきましたが、皆さんの活力や意欲を強く感じました。

---

## 日程第 2 3 その他

○**教育長** 日程第 2 3 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 令和 7 年度の教育委員会の主要事業について、改めて説明させていただきます。

<資料により説明>

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 給食センター。

○**給食センター主幹** 特にございませぬ。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 令和 7 年度は、園児児童生徒 5, 1 7 9 名、教職員 5 0 5 名でスタートしました。まず、子どもたちについてですが、不登校だった子どもが教室や校内支援センターに登校できたりして、その子なりに一歩を踏み出せております。2 週間が経過し、

落ち着きのない児童生徒も出てきていますが、学校には丁寧に対応していただいております。次に、教員についてですが、59名が転入されました。新規採用者を中心に、管理職が丁寧に見届けをしていただくようお願いしてあります。教職員にとって安心して勤務できる職場づくりに努めていきたいと思っております。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** お手元に5月11日に開催予定の瑞穂市ゲートゴルフ大会の案内を配付させていただきます。委員の皆様にも是非ご参加いただければと思っております。

○**大平委員** 先日奈良県の中学校で部活動中の落雷事故がありました。十分注意されていると思っておりますが、特に校外での活動中においては、的確な判断が非常に大事になりますので、周知していただけるとよいかと思っております。

○**学校教育課長** 事故の翌日には各校長に対して安全管理の徹底をお願いしております。今部活動は土日の活動が地域移行しておりますので、社会人指導者の方にも安全管理の徹底をお願いしたいと思います。

○**教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第5回定例会は、5月27日（火）午後1時30分から、3-2会議室にて開催します。

第6回定例会は、6月26日（木）午後2時から、教育支援センターにて開催しますのでよろしくお願ひします。

---

## 閉会の宣言

○**教育長** これをもちまして、令和7年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時37分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年4月21日

瑞穂市教育委員会 教育長 服部 照

委員 大平高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。